

短答式試験問題集  
[憲法・行政法]

[憲法]

【第1問】(配点：2)

プライバシーに関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No. 1])

ア。「宴のあと」事件判決(東京地判昭和39年9月28日)は、いわゆるプライバシー権は私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利であるとし、公開を欲するか否かについては、本人の感受性を基準にして判断するとした。

イ。京都府学連事件判決(最大判昭和44年12月24日)は、個人の私生活上の自由として、何人もその承諾なしにみだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有するとし、警察官が正当な理由もないのに個人の容貌等を撮影することは、憲法第13条の趣旨に反するとした。

ウ。講演会参加者名簿提出事件判決(最二小判平成15年9月12日)は、大学が学生から収集した参加申込者の学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるとし、個人の人格的な権利利益を損なうおそれがあるものであるとした。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第2問】(配点：3)

憲法第19条に関する次のアからウまでの各記述のうち、aは最高裁判所の判例を要約したものであり、bはその批判として書かれたものである。bがaの批判となっている場合には1を、bがaの批判となっていない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に[No. 2]から[No. 4])

ア. a. 謝罪広告を新聞紙に掲載すべきことを命ずることは、憲法第19条が保障する良心の自由を侵害するものではない。

b. 憲法第19条の「良心」には道徳的反省や誠実さは含まれないので、単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明する程度の強制は認められる。[No. 2]

イ. a. 内申書に記載されたのは事実である外部的行為であり、それによってその者の思想、信条を了知し得るものではない。

b. 思想、信条とその者の外部的行為の間の密接な関係を認めた三菱樹脂事件判決(最大判昭和48年12月12日)の趣旨と相違する。[No. 3]

ウ. a. 本件における使用者による労働者の政党所属調査は、社会的に許容し得る限界を超えて労働者の思想の自由を侵害した違法行為であるということとはできない。

b. 労働者の思想信条は、これを理由とする労働条件の差別的取扱いの有無にかかわらず、それ自体において憲法第19条に即して尊重されるべきである。[No. 4]

【第3問】(配点：3)

表現の自由の制約の合憲性をめぐる判断枠組みに関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に[No. 5]から[No. 7])

ア. 広告物が貼付されている場所の性質、周囲の状況、広告物の数量や形状、貼付の仕方等を総合的に考慮し、地域的美観風致の侵害の程度と当該広告物に表れた表現の持つ価値とを比較衡量してその規制の合憲性を判断すべきである。[No. 5]

イ. 裁判官による積極的な政治運動の禁止の目的は、裁判官の独立及び中立・公正の確保に対する国民の信頼の維持、そして司法と立法・行政とのあるべき関係を規律することであるので、その要請は、一般職の国家公務員に対する政治的行為の禁止の要請よりも強いものというべき

である。[No.6]

ウ. 問題となっている写真集のわいせつ性については、芸術など性的刺激を緩和させる要素の存在、問題となっている各写真の写真集に占める比重、作者に対する当該分野の評論家からの評価、その表現手法等の観点から、写真集を全体としてみて判断すべきである。[No.7]

〔第4問〕(配点：2)

旭川学力テスト事件判決（最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決，刑集30巻5号615頁）に関する次のアからウまでの各記述について，当該判決の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，[No.8]）

ア. 国民各自は，一個の人間として，また一市民として，成長，発達し，自己の人格を完成，実現するために必要な学習する固有の権利を有し，特に，子どもは，そのための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有する。

イ. 個人の基本的自由を認め，その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては，子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入は，許されない。

ウ. 子どもの教育は，専ら子どもの利益のために，教育を与える者の責務として行われるべきものであるから，教育の内容及び方法については，その実施に当たる教師が，教育専門家としての立場から，決定し遂行すべきものである。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

〔第5問〕(配点：3)

国家賠償請求権に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に[No.9]から[No.11]）

ア. 国又は公共団体の行為が，いわゆる非権力的な管理作用に属する場合は，大日本帝国憲法下でも判例上民法第709条以下の規定による不法行為責任がある程度まで認められていた。それゆえ，日本国憲法第17条の意義は，権力作用に属する不法行為との関係で国家無答責の原則を否定し，国家の賠償責任を明記した点にあるとすることができる。[No.9]

イ. 日本国憲法第17条は，国又は公共団体に対し損害賠償を求める権利について，「法律の定めるところにより」として，その法律による具体化を予定している。これは公務員のどのような行為によりいかなる要件で賠償責任を負うかを全面的に立法府の裁量判断に委ねる趣旨であるから，このような法律の定めが同条に反することはないと解される。[No.10]

ウ. 最高裁判所は，かつて，例え立法の内容が憲法に違反するものであっても国会議員の立法行為は国家賠償法第1条第1項の適用上当然に違法の評価を受けるものではないとしていた。しかし，最高裁判所は，その後判例を変更し，国会で議決された法律が違憲であれば国家賠償法上も違法の評価を受けることになるという立場を採るに至った。[No.11]

【第6問】(配点：3)

憲法第31条に関する次のアからウまでの各記述について、aの見解からbの見解が導き出せる場合には1を、導き出せない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に[No.12]から[No.14])

- ア. a. 憲法第31条は、文字どおり、刑罰を科する場合には、法律で定める手続によらなければならないという要求のみを規定したものである。  
b. 条例は地方公共団体が制定する自主立法であるから、刑罰を科する場合の手続を条例で定めることも許される。[No.12]
- イ. a. 憲法第31条は、刑罰を科する場合の手続が法律で定められなければならないということと、手続が適正なものでなければならないということを規定したものである。  
b. 憲法第31条は、罪刑法定主義を定めた規定ではなく、その根拠は憲法の別の条文に求めなければならない。[No.13]
- ウ. a. 憲法第31条は、刑罰を科する場合の手続の法定とその適正のみならず、実体の法定とその適正をも要求する規定である。  
b. 処罰の必要性及び合理性、罪刑の均衡を要求する根拠は、憲法第31条に求められる。[No.14]

【第7問】(配点：3)

比例代表制度の下における国会議員の政党間の移動に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に[No.15]から[No.17])

- ア. a. 比例代表制によって選出された国会議員が当該政党の所属でなくなった場合、当該議員は議席を喪失する。  
b. 実際には有権者は選挙において政党を重視しており、全国民の代表であることも公的役割を担う政党への所属を前提としている。[No.15]
- イ. a. 比例代表制によって選出された国会議員が当該政党の所属でなくなった場合でも、当該議員は議席を喪失しない。  
b. 比例代表制はあくまでも議員の選出方法に過ぎず、一旦選出されれば個々の議員は全国民の代表である。[No.16]
- ウ. a. 比例代表制によって選出された国会議員が自発的に当該政党の所属でなくなった場合に限り、当該議員は議席を喪失する。  
b. 比例代表選出の国会議員であっても、政党から自由に意思を形成できる全国民の代表である。[No.17]

【第8問】(配点：2)

憲法第9条に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.18])

- ア. 憲法第9条は、我が国が主権国として持つ固有の自衛権を否定するものではない。憲法前文の趣旨からして、憲法第9条は、国際連合のような国際機関にばかりでなく、他国に安全保障を求めることを禁じるものではない。
- イ. 憲法第9条第2項にいう「戦力」とは、我が国がその主体となって指揮権、管理権を行使し得る戦力をいう。我が国に駐留する外国の軍隊がここにいる戦力に該当するか否かの判断は、裁判所の司法審査権の範囲外である。
- ウ. 憲法第9条は国の基本的な法秩序を示した規定であるから、憲法より下位の法形式による全

ての法規の解釈適用に当たって、その指導原理となり得るものであることはいうまでもないが、私法上の行為の効力を直接規律するものではない。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

【第9問】（配点：2）

司法権の限界に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.19]）

ア. 大学は、その設置目的を達成するために必要な事項を実施する、自律的、包括的な権能を有していることから、単位の授与や専攻科修了の認定に係る係争は、一般市民法秩序と直接の関係性を有すると認められる特段の事情のない限り、司法審査の対象とはならない。

イ. 政党の処分が党員の一般市民としての権利利益への侵害となり得る場合においても、その処分の当否の司法審査は、政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り、その規範に照らし適正な手続にのっとってされたかどうかの範囲で行われる。

ウ. 地方議会における自律的な法規範の実現については、内部規律の問題として自治的措置に任せるのが適当であるが、数日間に及ぶ議会への出席停止の懲罰は、議員の重大な権利行使に対する制限であり、単なる内部規律の問題に止まらないから、司法審査の対象となる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

【第10問】（配点：2）

違憲審査制に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.20]）

ア. 憲法第81条は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する争訟事件を解決するのに必要な限度で、裁判所に違憲審査権を付与した規定である。したがって、裁判所にはいわゆる客観訴訟において違憲審査を行う権限はない。

イ. 憲法は国の最高法規であってこれに反する法律命令等はその効力を有さず、裁判官は憲法及び法律に拘束され、憲法を尊重擁護する義務を負う。したがって、最高裁判所に限らず下級裁判所の裁判官も違憲審査の権限を有する。

ウ. 憲法第81条が「一切の法律、命令、規則又は処分」という場合の「処分」とは、統治機関の行為の意味である。したがって、これには行政機関の行政処分のみならず、裁判所の判決も含まれる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

【第11問】（配点：3）

条例に関する次のアからウまでの各記述について、aの見解からbの見解が導き出せる場合には1を、導き出せない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.21】から【No.23】）

- ア． a． 地方公共団体の制定する条例は、憲法が定める「地方自治の本旨」に基づき、憲法により制定する権能を定められた自治立法である。
- b． 条例により、住民の基本的人権に制限を課すことも可能であるが、憲法第14条に照らし、このような制限が地域による差別を生ずることは憲法上許されない。【No.21】
- イ． a． 地方自治法は、政策に関する住民投票制度を規定していないが、憲法の定める「地方自治の本旨」からして、地方公共団体が住民投票を行うことは認められる。
- b． 条例で住民投票制度を設け、「首長は、事務の執行に当たり、その結果を尊重するものとする」と定めた場合、首長には、住民投票の結果に従うべき法的義務がある。【No.22】
- ウ． a． 条例が法律に違反するかどうかは、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の内容に矛盾抵触するところがあるかどうかによって決するべきである。
- b． 地方公共団体が、法律と同一目的で同一の汚染物質について、条例でより厳しい排出基準を定めたとしても、その条例が直ちに法律に違反するとは言えない。【No.23】

【第12問】（配点：2）

憲法改正に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.24】）

- ア． 憲法改正国民投票制は、国民の憲法制定権力の思想を端的に具体化したものであるとの見解によれば、これを廃止することは、改正権の自己否定であり、国民主権の原理を揺るがす意味を持つので、憲法改正によっても国民投票制を廃止することは許されないこととなる。
- イ． 憲法では、憲法改正には国民投票の「過半数の賛成」が必要であると規定されている。過半数の意味については、見解が分かれていたが、平成22年5月に施行された「日本国憲法の改正手続に関する法律」では、投票総数（賛成票と反対票の合計）の過半数とされている。
- ウ． 憲法では、憲法改正について国民の承認を得たときは、天皇は「国民の名で、この憲法と一体を成すものとして」公布すると規定されている。これは、憲法改正権が国民にあることを明確にし、改正された部分も他の部分と同様の最高法規としての効力を有することを意味する。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

[行政法]

[第13問] (配点：2)

次の文章は、A省の国家公務員甲乙2名の会話である。アからウまでの下線部の各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.25])

甲 「課長から、次期通常国会に提出する交通基本法の法案作成に取り掛かるよう指示された件で、少し相談しましょう。今回の作業では、基本法が一般の法律に比べてどのような特色があるのか、まず、この点から調べないといけませんね。」

乙 「例えば、環境基本法では、環境の保全に関する基本的施策として環境基本計画の策定などが定められています。」

甲 「従来の立法例から判断すると、基本法を定めるのであれば、基本的施策としての基本計画の策定については、その大綱は、法律で定めておく事項であると理解していいですね。」

乙 「(ア)法律の留保原則の中でも、侵害留保の考え方によれば、国の将来の基本的な政策について、その在り方を規定するような事項は、国会の議決によるべきであって、行政に委ねることとはできないことになっています。」

甲 「地方自治が重視される時代だから、立法の準備に当たっては、法律が地方公共団体に対して与える影響についても、あらかじめ考えておく必要がありますね。」

乙 「最近では、公共交通の利用が困難な市民への対策を内容とした生活交通条例を制定した市も存在するようです。こうした市の条例とこれから準備する法律が抵触した場合、どうなるのでしょうか。」

甲 「(イ)法律による行政の原理の内容として、法律の優位原則によれば、法律の定めに対する違反が存在する場合には、法律の効力が条例に優越することになっています。法律に抵触する限りで、市の条例は、無効になります。」

乙 「重要な法律案なので、準備に当たっては、関係各方面の意見を聴かないといけない。昔なら、業界アンケートと根回しで足りたのだからうけれど、今回は対話型行政を心掛けてみましょう。命令等を定めようとする場合に行政手続法で求められている意見公募手続にならって意見を求めようと思いますが、こうした手続が違法になることはないですね。」

甲 「(ウ)行政手続法は、法律案について、意見公募手続と同じ内容の手続で広く一般の意見を求めることまで排除する趣旨を含まないでしょう。」

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第14問】（配点：3）

採石業者Aは、採石法（以下「法」という。）第33条による岩石採取計画の認可（以下「認可」という。）を知事に申請した。次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.26] から [No.29]）

（参照条文）採石法

第33条 採石業者は、岩石の採取を行なおうとするときは、当該岩石の採取を行なう場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。

第33条の4 都道府県知事は、第33条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

第33条の7 第33条の認可（中略）には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第33条の10 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場における（中略）岩石の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

ア. Aは、認可を拒否する処分を受けた場合、不作為の違法確認の訴えを提起して同処分の違法を主張することができる。[No.26]

イ. Aの採石事業により汚泥が流出して付近海域の水産資源に悪影響が及ばないように、Aが汚泥流出の防止措置を採ることを法第33条の7第1項による条件として、知事が認可を行うことは違法である。[No.27]

ウ. Aは認可を受けた場合であっても、法第33条の7第1項により認可に付された条件に不服があれば、処分の取消しの訴えを適法に提起できる。[No.28]

エ. Aが認可を受けた後に法第33条の10により岩石採取廃止の届出をした場合に、知事が届出を受理する行為は行政処分である。[No.29]

【第15問】（配点：2）

行政手続法に基づいて国の行政庁が定める審査基準及び処分基準に関し、次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。ただし、適用除外については考慮することを要しない。（解答欄は、[No.30]）

ア. 審査基準は申請に対する処分の審査手続に関する基準、処分基準は申請に対する処分の内容に関する基準であり、行政庁は、そのいずれをもあらかじめ定めておかななければならない。

イ. 行政庁は、審査基準及び処分基準を定めるに当たり、行政手続法に基づく意見公募手続を経なければならない。

ウ. 行政庁は、処分基準に従わない行政処分を行うことができないから、裁判所が処分基準に従って行われた行政処分を違法として取り消すためには、処分基準が無効であるか、又は違法として取り消される必要がある。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第16問】（配点：3）

次の文章は、食品衛生行政を担当する若手公務員甲とベテラン公務員乙との会話である。アからエまでの下線部の各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.31】から【No.34】）

（参照条文）食品衛生法

第28条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

2 （略）

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 （略）

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを50万円以下の罰金に処する。

- 一 第28条第1項（中略）の規定による当該職員の臨検検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第28条第1項（中略）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三、四 （略）

甲 「行政調査には、調査の相手方に任意の協力を求める調査（以下「任意調査」という。）、刑罰等の制裁による間接的な強制力のみを伴う調査（以下「間接強制調査」という。）及び直接的物理的な強制力を行使し得る調査（以下「直接強制調査」という。）に分類することができるのですが、食品衛生法（以下「法」という。）第28条による調査は、いずれに当たるのでしょうか。」

乙 「（ア）法第75条からすれば、間接強制調査ができるのは、間違いないところだね。」【No.31】

甲 「間接強制調査においては、調査の相手方に対し、協力を拒んだら法第75条により刑罰が科されると警告すれば、調査に協力させることが容易になるのではないかと思います、このようなやり方には問題はないのでしょうか。」

乙 「（イ）そのようなやり方をすると、法第28条第3項違反になるだろう。」【No.32】

甲 「間接強制調査が認められている場合には、直接強制調査をすることはできないのでしょうか。」

乙 「その点については議論の余地があるが、仮に直接強制調査が認められるとしても、営業者等への報告の要求と、臨検検査及び食品等の収去とを、区別して考える必要があると思うよ。

（ウ）臨検検査及び収去と比較すると、報告の要求は、その性質上、直接的物理的強制になじまないだろう。」【No.33】

甲 「直接強制調査が可能な場合があったら、憲法第35条により、裁判官の発する令状が必要になるのではないのでしょうか。法には、そのような手続について定めがないのが気になるのですが。」

乙 「（エ）所得税法による検査については、法律上、裁判官の発する令状が要件とされていないが、このことが憲法第35条に違反するかどうか争われた事例において、最高裁判所は、強制の程度が直接的物理的強制と同視すべき程度にまで達していないことを考慮要素の一つとして、憲法違反ではないという判断を下している。判例が、強制の程度以外にどのような点

を考慮しているかも考えた上で、法第28条第1項による調査について検討する必要があるそうだね。」[No.34]

〔第17問〕（配点：2）

行政代執行法による代執行に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.35]）

ア．火薬類取締法第22条に基づく火薬類の廃棄の義務は、法律に基づいて行政庁が命じるものではなく、法律から直接生じるものであるが、行政庁は、これを代執行の対象にすることができる。

（参照条文）火薬類取締法

第22条 製造業者若しくは販売業者が、（中略）許可の取消その他の事由により営業を廃止した場合、火薬類を消費する目的で（中略）火薬類の譲受若しくは輸入の許可を受けた者が、その火薬類を消費し、若しくは消費することを要しなくなった場合又は（中略）火薬類の消費の許可を受けた者がその許可を取り消された場合において、なお火薬類の残量があるときは、遅滞なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。（以下略）

イ．都市公園内に設置された工作物につき、都市公園法第27条第1項による除却命令に続いて、行政代執行法第3条第1項による戒告を受けたXが、当該戒告の取消訴訟を提起した場合において、Xは、除却命令が無効であるとしても、これを、戒告の取消しを求めるために主張することはできない。

（参照条文）都市公園法

第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、（中略）都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（中略）の改築、移転若しくは除却（中略）を命ずることができる。（以下略）

2～10 （略）

ウ．代執行の終了後においては、代執行に要した費用を義務者から徴収できなくなるおそれがあるときは、行政庁は、代執行をする前に、国税滞納処分の例により、費用を徴収することができる。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第18問】（配点：2）

訴えの利益に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.36]）

ア．町営土地改良事業の施行認可処分の取消しを求める訴訟の係属中に、事業計画に係る工事及び換地処分がすべて完了したため、社会通念上事業施行以前の原状に回復することが不可能になったとしても、認可処分の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。

イ．退去強制令書の送還部分が執行され、被処分者が強制送還されてしまえば、処分はその目的を達成し、被処分者の退去義務は消滅するが、退去を強制された者の本邦への上陸拒否期間が経過するまでは、退去強制令書発付処分の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。

ウ．都市計画法第29条に基づく開発許可の取消しを求める訴訟の係属中に、許可を受けた開発行為に関する工事が完了し、検査済証が交付されたとしても、当該開発許可が判決で取り消された場合には、違法な開発行為であることが公権的に確定され、その拘束力により都道府県知事等は同法第81条に基づく違反是正命令を発すべき義務を負うことになるから、開発許可の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第19問】（配点：2）

処分の取消しの訴えの出訴期間等に関する次のアからウまでの各記述について、行政事件訴訟法又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.37]）

ア．処分に係る通知の書面が当該処分の相手方の住所に郵便により配達された場合には、当該処分の取消しの訴えの出訴期間に係る「処分（中略）があつたことを知った日」（行政事件訴訟法第14条第1項）については、反証のない限り、当該書面の配達された日がこれに当たるとされる。

イ．処分につき審査請求をすることができる場合において、適法な審査請求があつたときは、処分の取消しの訴えは、その審査請求をした者については、これに対する裁決があつたことを知った日から6か月を経過するまでは、処分があつたことを知った日から6か月を経過した後であっても、適法に提起することができる。

ウ．法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合には、審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないときに限り、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを適法に提起することができる。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第20問】（配点：2）

Aは、自宅の建築を計画し、Y市の建築主事から建築確認（以下「本件建築確認」という。）を受けた。この建築計画地の隣地に自宅を所有して居住しているXは、本件建築確認に係る取消訴訟の出訴期間経過後に、本件建築確認に係る建築計画は、建築基準関係規定に適合しておらず同計画に係る建築物は倒壊の危険がある旨主張して、本件建築確認につき無効確認訴訟（以下「本件無効確認訴訟」という。）を提起した。次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.38]）

ア．無効確認訴訟と国家賠償請求訴訟とは同種の訴訟手続ではないものの、Xは、本件無効確認訴訟の提起後に、本件建築確認が違法であることを理由として、それにより生じた損害について、Y市に対する国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求に係る訴えを本件無効確認訴訟に併合して適法に提起することができる。

イ．取消判決の第三者効を定めた行政事件訴訟法第32条第1項は、無効確認訴訟にも準用されるから、本件無効確認訴訟につき認容判決がされた場合、Xは、Aに対して、本件建築確認の効力が無効である旨の主張をすることができる。

ウ．無効な処分の効力につき執行停止を観念することはできないから、Xは、本件無効確認訴訟を提起した上で、本件建築確認の処分の効力の停止を申し立てることはできない。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第21問】（配点：2）

次のAからEまでの空欄に入れるべき語句を【語群】の中から選び、順に並べた場合の組合せとして正しいものを後記1から7までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.39]）

行政事件訴訟法は、仮の救済手続として[A]、[B]及び[C]の制度を定めている。申請についての拒否処分がされた場合に、仮の救済手続として考えられるのは[A]であるが、[D]が要件となる。営業停止等の不利益処分がなされている場合に、仮の救済手続として考えられるのは[B]であるが、[E]の提起が必要である。

【語群】

- ア．仮の差止め      イ．処分の取消しの訴え  
ウ．重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき  
エ．償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるとき  
オ．差止めの訴え      カ．執行停止      キ．義務付けの訴え  
ク．仮の義務付け

（A、B、C、D、Eの順とする）

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. ク－カ－ア－ウ－イ | 2. カ－ク－ア－ウ－キ | 3. ク－ア－カ－エ－オ |
| 4. カ－ア－ク－エ－オ | 5. ク－カ－ア－エ－イ | 6. ア－カ－ク－ウ－イ |
| 7. ア－ク－カ－ウ－キ |              |              |

〔第22問〕（配点：3）

次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.40〕から〔No.43〕）

ア．検察官が公訴を提起したが裁判で無罪が確定した場合、当該公訴提起は国家賠償法上違法の評価を受ける。〔No.40〕

イ．裁判官がした争訟の裁判については、上訴等の訴訟法上の救済方法が存するから、その裁判内容に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在したとしても、国家賠償法上違法の評価を受けることはない。〔No.41〕

ウ．公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法又は公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、水俣病と認定すべき旨の申請を知事に行ったものの、何らの応答処分を相当期間内に受けなかったという場合、申請者としては、不作為の違法確認の訴えを適法に提起することができる。〔No.42〕

エ．上記ウの場合において、認定要件を満たす者が被る損害は、認定されることにより解消されることになるから、申請処理の遅延による精神的苦痛について国家賠償法に基づく慰謝料請求は認められない。〔No.43〕

〔第23問〕（配点：2）

次の【甲群】に掲げるアからウまでのXの各損失について、国又は地方公共団体が損失補償は不要であると主張する場合に、それぞれの理由として最も適切なものを、【乙群】に掲げるAからFまでの中から選んだ場合の組合せを、後記1から4までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.44〕）

【甲 群】

ア．市が卸売市場を開設する区域内の土地について、地方自治法第238条の4第7項によりXが期間の定めのない使用許可を受けて店舗を営業していたところ、市長が卸売市場を拡幅する計画に伴い使用許可を撤回したために、Xが当該店舗で営業できなくなることによる損失

（参照条文）地方自治法

第238条の4 1～6 （略）

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8, 9 （略）

イ．Xが埋設した石油の導管が、近隣に新たに建築物が建築されたために、石油パイプライン事業法に基づく石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令第13条第1号に違反する状態となり、Xが導管の移設工事をしなければならなくなった場合の工事費用

（参照条文）石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令

第13条 導管を地下に埋設する場合は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

一 導管は、その外面から建築物、地下街、隧道その他の告示で定める工作物に対し告示で定める水平距離を有すること。

二～七 （略）

ウ．Xが自然公園法第20条第3項第1号により建築物の新築許可申請をしたところ、県知事が公園地域の風致・景観を維持する上で重大な支障があるとの理由で不許可処分をしたために、Xが建築物を建築できないことによる損失

（参照条文）自然公園法

第20条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 （略）

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。（中略）

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二～十八 （略）

4～9 （略）

【乙 群】

A. 警察規制による損失であるから。

B. 公用制限による損失であるから。

C. 地域一帯において土地及び土地利用の現状を変更することの公共性が高いところ、こうした現状変更のための規制による損失であるから。

D. 地域一帯において土地及び土地利用の現状を維持することの公共性が高いところ、こうした現状維持のための規制による損失であるから。

E. 土地利用の規制により、利益を受ける者が反面で被ることになる損失であるから。

F. 土地の利用権が、付与された当初から一定の公益上の理由により消滅すべきことが予定されていたところ、このように予定されていた権利の消滅による損失であるから。

（ア、イ、ウの順とする）

1. F - A - D      2. C - F - E      3. B - F - A      4. C - E - D

【第24問】（配点：3）

行政不服審査と行政事件訴訟とは種々の点で異同がある。処分の取消しを求める審査請求と取消訴訟を前提として、次のアからエまでの各記述について、A：審査請求のみに当てはまるもの、B：取消訴訟のみに当てはまるもの、C：双方に当てはまるものに分けた場合、法令及び最高裁判所の判例に照らし、正しい組合せを、後記1から4までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.45]）

ア. 処分を取り消すことができるのは処分が違法な場合に限られる。

イ. 原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならないが、やむを得ない理由があるとして救済されることがある。

ウ. 処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者のみが行えることとされている。

エ. 他の不服申立てを前置しなければ適法に行えない場合がある。

（ア、イ、ウ、エの順とする）

1. C - A - B - B      2. B - A - C - C

3. B - C - B - C      4. B - A - B - C

〔第25問〕（配点：2）

審議会に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.46〕）

ア．国家行政組織法第8条の定める合議制の機関は、行政の意思形成過程に学識経験者等の持つ専門知識等を取り入れることを趣旨としていることから、当該機関で審議する政策と利害関係を有する者又はその利益代表者をその構成員として任命することは、同条の趣旨に違反するほか、行政の中立性原則に反し許されない。

（参照条文）国家行政組織法

第8条 第3条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

イ．国家行政組織法第8条は、国の重要な行政施策が法律又は政令に基づく審議会の下で、透明性を保障された手続において審議されるべきであるという趣旨に基づくことから、大臣が私的諮問機関を設置して、重要事項に関する調査審議を当該機関に諮問することは許されない。

ウ．審議会に関して、限られた範囲の委員からの情報収集にとどまるという批判がみられたことから、政策の企画立案等に関する情報を広く国民から直接に収集する手法として、行政手続法において意見公募手続が整備された。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |